

日中戦争の拡大過程と長期戦 —第一次近衛声明から対重慶和平工作の挫折まで—

岩谷 將

要旨

1938年1月の第一次近衛声明発出後、陸軍は占領地域の安定を目指し、当面作戦を行わない方針であったが、現地軍の要望に折れて徐州作戦を実施した。その後も退避する中国軍の主力を追って武漢攻略へと進み、合わせて広州の占領を企図した。

武漢・広州を攻略後も中国は屈服せず、「作戦第一主義」はここに行き詰まり、徐々に政治謀略による事態の解決が模索されるようになった。当初は親日政権の樹立と糾合によって新政権を打ち立て、新政権との国交樹立を目指すものの、首班選びなどで難航し、事態は膠着に陥る。

陸軍は、新たに汪兆銘に白羽の矢を立て、重慶政権切り崩しの和平工作に期待をかけるが、汪が期待をかけていた軍人達は呼応せず、汪派独力での和平運動は失敗に終わった。汪はやむなく日本の庇護下において新政権の首班となるが、当初の期待ほど民心を得ることはできなかった。

やがて陸軍は事態の真なる解決には重慶政権との和平が必要と考え、一面で汪兆銘政権の樹立・承認、一面では重慶との和平工作を模索した。結果的に汪政権の育成はおろそかになり、重慶との和平を模索した桐工作も中国側の謀略であることが判明し、頓挫した。

重慶政権との和平が失敗に終わったことで、陸軍は長期戦を覚悟せざるを得なくなった。それは育成するはずであった汪政権に対してさらに過酷な負担を強いることとなり、民心のさらなる離叛と日本側の失望、ひいては汪政権の傀儡化を招来した。

はじめに

本稿は、南京陥落から武漢作戦を経て膠着状態に陥り、汪兆銘政権樹立を契機とし、長期戦に突入していくまでの日中戦争の過程について、とくに政略の観点から検討するものである。この期間においては、第一次近衛声明により日本側が蒋介石政権を否定したことにより、外交交渉は基本的に行われず、軍事作戦と政治謀略の両輪によって中国問題の解決を目指した。しかしながら、武漢・広州の陥落によっても蒋介石政権を屈服することはできず、動員兵力の限界に達した陸軍は、より政治謀略に重点を置いた解決を目指すことになる。主だった工作として汪兆銘工作、桐工作、蘭工作などが実施された。

謀略としてすすめられたとはいえ、一連の和平工作は、軍事作戦が限界に達している以上、その失敗はおのずと長期持久戦へと突入することを意味した。その意味では、この時期の和平工作の成就如何は日本が長期持久戦、ひいては南進を経て対英米戦争へと向かう重要な分岐点であったとみなすことができる。

この間における軍事的展開については、戦史叢書のほか、波多野、戸部の研究によって、日本側についてはほぼ解明されたといえよう¹。また、中国側については武漢戦前後までの時期について藤井が明らかにしている²。

他方、政治謀略である和平工作については日本側史料を網羅した戸部による包括的な研究³、また新たに公開された中国側の史料を駆使し、桐工作や蘭工作に迫った楊天石、楊奎松の研究がある⁴。政治謀略である和平工作については、検討が進みつつあるものの、工作の性格上、史料的な制約などから、全容を解明することは容易ではない。その点、近年公開された今井武夫関係文書にはこれら一連の和平工作の経緯や意図、また相手方の反応等を理解するうえで不可欠の情報が記録されており、全容の解明に

1 防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書』（支那事変陸軍作戦（3）昭和十六年十二月まで）、（朝雲新聞社、1975年）。波多野澄雄「日本陸軍における戦略決定、1937-1945」波多野澄雄・戸部良一『日中戦争の軍事的展開』（慶應義塾出版会、2006年）、127-153頁。戸部良一「華中の日本軍、1938-1941」同『日中戦争の軍事的展開』157-188頁。

2 藤井元博「日中戦争拡大期における中国国民政府の戦争指導—武漢戦前後を中心に」防衛省防衛研究所『戦史研究年報』第27号、（防衛省防衛研究所、2024年3月）、1-27頁。

3 戸部良一『ピースフィーラー—支那事変和平工作の群像』（論創社、1991年）。戸部良一『日中和平工作—1937—1941』吉川弘文館、2024年。戸部良一『戦争のなかの日本』（千倉書房、2020年）。

4 楊奎松「蒋介石抗日態度之研究—以抗戰前期中日秘密交渉為例」楊奎松『民国人物過目録』（広州、広東人民出版社、2009年）、188-221頁。楊天石『找尋真實的蒋介石—蒋介石及其日記解讀（五卷本）』（三聯書店（香港）、2022年、第3巻）。

大いに資するものと考えられる。

また、既往の研究が日中のいずれかの視点から検討を行っているため、双方が互いに相手側の工作にどのように反応し、それらがどのような結果をもたらしたのかという相互作用がやや不明瞭であることから、本稿では双方からの視点で和平工作の経過について検討する。

第一次近衛声明と新政権樹立方針

1938年1月18日、日本政府は「国民政府を対手とせず」との声明を発出し、自ら蒋介石政権との交渉を打ち切った。本声明は蒋介石政権を否認するとともに、日中間の戦争に対する日本の態度を表明したものであった。

1937年10月ごろより幾度か検討されてきた日本の戦争目的に対する態度表明は、戦局の進展と蒋介石政権の強硬姿勢とあいまって、徐々に蒋介石政権否認と長期戦への決意表明と結びつくようになる。すでに12月末に閣議決定された「事変対処要綱(甲)」は、和平不成立の場合、長期戦への移行決意を表明することを謳っていた⁵。

さらに1938年1月11日の御前会議で決定された「支那事変処理根本方針」が、和平不成立の場合には「新興支那政権の成立を助長し、これと両国国交の調整を協定し、更生新支那の建設に協力す」と規定していたように、この声明の背後には前年12月14日に成立した中華民国臨時政府の存在があった。とくに出先の北支那方面軍は「南京政権を速やかに否認すべし」と主張し⁶、中支那方面軍もまた同様の意見を具申し⁷。つまり、新たに新政権との国交調整を図るためには蔣政権を否認し、現有の臨時政府に明確な地位を与える必要があった。

「対手とせず」声明は蒋介石政権を否認し、長期戦のもと新たに中央政府と国交を回復することを日本の方針として確認し、内外に^{せんめい}闡明するものであったことから、日本の取るべき方針は、軍事的には蔣政権の屈服、政略的には新政権の樹立にあった。

しかし、先の「支那事変処理根本方針」では国交を回復すべき「新興支那政権」を臨時政府と明記しなかった。そのため、「新興支那政権」の対象ならびに成立方法をめぐって錯綜することになる。最初の問題は華中における政権の扱いであった。南京

5 「事変対処要綱(甲)」(「支那事変重要記録」外務省記録「支那事変関係一件」第1巻)。

6 岡部直三郎『岡部直三郎大将の日記』(芙蓉書房、1982年)、1938年1月10日の条、146頁(以下、『岡部日記』と略す)。なお、可読性の観点から、以下引用文はすべてひらがなとする。

7 「蔣政権ニ対スル帝国ノ採ルヘキ態度ニ就テ」(「陸支密大日記」昭和一三年第一冊)。

の陥落を受けて、現地では将来臨時政府と対等に交渉しうる地方政権として「華中共和政府」の樹立がもくろまれた⁸。

その後、工作は着実に進捗し、3月ごろには新たな中央政権としての体裁を整え、「中華民国新政府」として成立が目指された⁹。しかし、すでに華北に臨時政府を擁立していた北支那方面軍は「中央政府」として華中政権が樹立されることに反対し¹⁰、陸軍中央も華中の政権をいずれ華北の政権と合流すべき地方政権として成立させるよう中支那派遣軍に指示し、3月28日に中華民国維新政府が成立した¹¹。ただ、これによって臨時政府が日本の国交交渉相手として決定されたわけではなく、閣議決定では「臨時政府を中央政府とすとの趣旨は支那に於ける各地政権指導上の原則として規定せるものにして帝国が之を支那の中央政府として承認する問題に関しては別個の考慮に依り決定すべきものとす」と規定されたように、華中政権の成立は事態をより複雑にしたに過ぎなかった¹²。

その後、日本は新たな中央政権樹立の方法をめぐって二転三転する。維新政府と臨時政府間の対立のため、両者の合流は容易ではなく、首尾よく合流したとしてもその影響力には限界があった。そのため、日本側も新たな中央政権を両政府に任せるべきか、あるいは新たに影響力のある人物のもとに糾合すべきかどうか、さらには蔣政権の扱いをめぐってさまざまな意見が出された。新政権樹立問題と蔣政権への対応は5月の内閣改造と6月の五相会議を待たなくてはならなかった。

「相手とせず」声明発出後、参謀本部は「支那に於ける現占拠地域を確保し其の安定を期すると共に対蘇支二国作戦の為軍の實質的整備の完遂を図り第三国特に蘇国に対し警戒を厳にす。状況之を許すに至る迄右戦面を拡大し又は新方面に対し作戦を行うことなし」として、対ソ警戒から戦面不拡大と新たな作戦の実施を当面行わないことを決した¹³。しかしながら、参謀本部は度重なる北支那方面軍の意見具申に折れて

8 「中支新政権樹立方案(現地案)」、「中支政務指導方案(現地案)」(「新支那中央政府樹立経緯 二分冊ノ一(至昭和一四年未迄)」) 島田文書(東京大学社会科学研究所図書室蔵)。

9 「支在館附武官發大海參三部長宛(機密第七一番電)」(「新支那中央政府樹立経緯 二分冊ノ一(至昭和一四年未迄)」)。

10 『岡部日記』1938年3月11日、12日の条、147-148頁。

11 「次官ヨリ中支那方面軍参謀長・同特務部長宛電報案(陸支密一四七号電)」(「陸支密大日記」昭和一三年第七冊)。

12 「北支及中支政権関係調整要領」(興亜院「支那事変ニ於ケル政策関係重要決定事項(其一)」「支那事変関係一件」第10巻、A.1.1.0.30、外務省外交史料館)。

13 「自昭和十三年二月至同年夏季支那事変帝国陸軍作戦指導要綱」(陸軍大学校「北支那作戦史要(草稿)」(防研蔵))。

結局徐州作戦の実施を命じた¹⁴。これは現地軍の要請もさることながら、景気のよい声明を出して蒋介石政権を否認したために、大規模な作戦を実施しなければ格好がつかない事情もあった¹⁵。徐州に集結する中国軍主力をたたき、華北と華中の連絡を企図した徐州作戦は、徐州占領によって連絡の企図は達成したものの、退避した中国軍主力をたたくことはできず、蒋介石政権に打撃を与えることはできなかった。

蒋介石政権の屈服が遠のいたことから、日本政府は新たに蒋介石政権への対応と新政権樹立問題について検討せざるを得なくなった。来日した臨時政府行政委員会委員長の王克敏より、蒋介石との講和をすすめられたこともあり、近衛文磨首相は「相手とせず」声明の再検討を考え始めていた¹⁶。その後、5月の内閣改造では外相に宇垣一成、陸相に板垣征四郎を入閣させ、また天皇より統帥部との政策不一致を質されたため、五相会議を設置して政策の再検討を進めることとした。外相就任に際して宇垣は、場合によっては相手とせず声明を取り消すことを条件としたように、宇垣の入閣は一定の政策転換を期待させるものであった¹⁷。

設置早々の五相会議が議題としたのは「蔣政権の始末」、「中央政府の設立要領」、「対支機関の設置要領」であった¹⁸。一連の検討を経て、蔣政権に対しては積極作戦、謀略などによって屈服に導き、屈服した場合は新たに打ち立てられる中央政府に合流させる方針を打ち出した¹⁹。また、対華方針としては、年内の直接解決のために国力を集中し、あわせて第三国の斡旋を容認することに決した²⁰。新政権については、臨時・維新政府により聯合委員会を設け、さらに蒙疆聯合委員会を合流させ、有力者を糾合して新たな政権を打ち立てる方針が定められた²¹。新たな政権には屈服した蒋介石政権の合流も勘案されており、おおむね武漢作戦を目途とし、武漢陥落後においても蒋介石政権が屈服または合流しない場合は、既往の政権を糾合して政権を樹立すること

14 陸軍大学校「北支那作戦史要(草稿)」。第一軍参謀部「機密作戦日誌」巻12(防研蔵)。「大陸命第八四号」(「命」巻2(防研蔵))。

15 「橋本群中将回想録」(防研蔵)。

16 「小川平吉日記」1938年5月18日の条(岡義武ほか編『小川平吉関係文書』(みすず書房、1973年)、第1巻、381頁。以下『小川日記』と略す)。

17 宇垣一成「一如庵随想録」5月26日の条(防研蔵)。

18 「五相会議議題ニ関スル件」(外務省記録「支那事変関係一件」第14巻)。

19 「支那現中央政府屈服ノ場合ノ対策」、「支那現中央政府ニシテ屈服セサル場合ノ対策」(「支那事変ニ於ケル政策関係重要決定事項(其二)」外務省記録「支那事変関係一件」第10巻)。

20 「今後ノ支那事変指導方針」(「支那事変戦争指導関係綴(其の一)」(防研蔵))。

21 「聯合委員会樹立ニ関スル具体案」(「新支那中央政府樹立経緯 二分冊ノ一(至昭和一四年末迄)」)。

とされた²²。あわせて、蒋介石政権屈服を企図して一流人物を新政権の指導者として起用すべく謀略を実施することが決定され、対華謀略ならびに新政権樹立工作にかかる政略を指導する対支特別委員会が設置された²³。日本の対華政策は武漢作戦の結果に大きく左右されることになり、仮に蒋介石政権が屈服しなければ、長期戦を覚悟せざるを得ない状況に自ら進んでいった。この間、聯合委員会の組織大綱に対して種々維新政府側の不満が発せられたが²⁴、9月22日に聯合委員会は成立した²⁵。

武漢陥落と新政権樹立工作

日本は蒋介石政権の屈服を企図して大規模な作戦行動に出た。10月には武漢と広東が陥落したが、蒋介石政権は一部武漢に留め置いていた政府組織を首都の重慶に移し、徹底抗戦を貫く構えを見せた。これにより、作戦行動による蒋介石政権の屈服は遠のいた。武漢陥落を一応の目途としていた新政権樹立工作であったが、蔣政権の屈服が事実上困難となったことから、改めて新政権をどのように打ち立てるかについて検討すべき時期を迎えた。すでに聯合委員会は成立していたものの、新たに有力者を迎えるかどうか、迎えるのであればその対象を誰にするのかに関して方針が定まらず、また屈服が遠のいた蔣政権に対する未練も断ち切れていなかった。

新たな有力者擁立工作は、主として謀略を統括する土肥原賢二中将が指導した²⁶。工作の対象者として考えられていた唐紹儀が暗殺されたため、土肥原は新たに呉佩孚を対象に工作を実施したものの、聯合委員会を無視したやり方では現地の民心を得られず、現地軍は不満を強くしていた²⁷。そこで新たな対象者として、1938年2月以降、高宗武を通じて工作を行っていた汪兆銘が注目されるに至る。この高宗武を通じた汪兆銘工作は、「対手とせず」声明以降、水面下で続けられていた和平工作の観点からも注目された。

汪兆銘工作のそもそもの発端は、当時国民政府外交部亜州司長であった高宗武の命

22 「支那新中央政府樹立指導方策」(「支那事変処理ニ関スル重要決定」外務省記録「支那事変関係一件」第3巻)。

23 「対支特別委員会」(外務省記録「支那事変関係一件」第14巻)。

24 「臨時海軍特務部長発軍務局長・軍令部第三部長、支那方面艦隊参謀長(北支特務部長)宛機密第581番電」(「新支那中央政府樹立経緯 二分冊ノ一(至昭和14年末迄)」)。

25 「中華民国聯合委員会成立経過概要ノ件報告(北京機密第110号)」(同上)。

26 「時局に伴ふ第二期謀略計画実施に関する指示」(『陸軍一畑俊六日誌』(続・現代史資料4)、(みすず書房、1983年)、1938年8月5日の条、150-151頁。以下『畑俊六日誌』と略す)。

27 「支那新中央政府樹立工作ニ関スル打合事項」(「支那事変関係一件」第18巻、外務省外交史料館)。

を受けて、部下の董道寧が2月15日より訪日し、多田駿参謀次長等要路にある人物と意見交換を行ったことによる²⁸。「対手とせず」声明発出以降、日本と中国の間では非公式な和平工作が続けられており、高宗武の命による董道寧訪日はその一つであった。

「対手とせず」声明から武漢作戦の間、非公式な和平仲介としては第三国を通じたものとして、イタリア、イギリスなどがあった。たとえば、2月から3月にかけて、ジュリアーノ・コーラ駐華イタリア大使が宋子文、汪兆銘などに接触し、和平を打診したが、結局のところコーラによる独断的な行動に終始し、進展を見なかった²⁹。また、5月末ごろには駐英大使の吉田茂が英国外務大臣ハリファクス卿を訪問し、英国が適当なる時期に仲介に立つべしとの意見を述べたことから³⁰、駐日英国大使のロバート・クレーギーが広田弘毅外務大臣を訪れ、日中平和の打診を行ったが、武漢・広州作戦を控えていたため具体的な進展を見なかった³¹。

日本側からは5月の内閣改造で外務大臣となった宇垣一成が在香港総領事の中村豊一を通じて、行政院院長の孔祥熙の秘書とされる喬輔三と、和平に関する一連の談判を行った。しかし、この工作は孔祥熙が各地で行っていた一連の情報工作の一環であり、情報収集のために実施していただけであった³²。この時期、孔は上海の賈存徳を通じて萱野長知とも和平工作を行っていたが、これらは全て独自に行っていたものであり、蒋介石に報告するも叱責され、停止を命ぜられる始末であった³³。また、孔祥熙との和平工作は、日本側も蒋介石下野にこだわったこと、さらには主導者である宇垣が辞任したことにより交渉が打ち切られたため、結果を出すには至らなかった。

他方、陸軍においても参謀本部を中心として、謀略と並行して和平工作を行っていた。なかでも和知鷹二大佐と第一戦区総参議であった蕭振瀛との間で行われた談判は双方謀略の域を出なかったものの、日本側においては陸軍を中心に和平工作の対象と

28 「董道寧呈張群函」 蔣中正總統文物、002-080103-00027-018 (国史館蔵)。

29 《L'ambasciatore in Cina, Cora, Al Ministro Degli Esteri, Ciano. (2.28, 3.8, 3.16.1938)》, Commissione per la pubblicazione dei documenti diplomatici, *I Documenti Diplomatici Italiani*, Roma : Libreria dello Stato, 1999, Serie 8, Vol.8, pp.283-284, 322-323, 381-382. 標題無し、蔣中正總統文物、002-080103-00032-003。

30 軍令部第一課「英外務大臣發駐日英大使宛(昭和十三年六月一日)」(軍令部「昭和十二年以降旧支那動向」(呉市海事歴史科学館蔵))。

31 「英大使日支和平調停対策」(軍令部「昭和十二年以降旧支那動向」)。

32 「香港情報」、「上海情報」 蔣中正總統文物、002-080103-00031 の各電報参照。

33 「蒋介石致孔祥熙電(機秘第 2029 号、1938 年 9 月 11 日)」 蔣中正總統文物、002-080103-00031-069。

して望みをかけ³⁴、板垣陸相はじめ近衛首相らも一定の期待をかけていた³⁵。とりわけ戦争指導班では、1. 日満支経済提携、2. 満洲国承認と中国領土と行政権の尊重、3. 北支駐兵と蒙疆の特別防共地域化、4. 経済協力の強化と資源開発への便宜供与、5. 実行の保障を条件とした停戦協定を作成し、具体的な和平交渉を検討していた³⁶。

また、中国側でも本工作は蒋介石に通じており、蔣は直接蕭振瀛に対し、具体的な条件を指示していた。蒋介石は9月末頃には欧州での戦争の行方を勘案しながら、「欧州戦争がすぐに生起しえないなら、機会があれば倭と和す」との考えを示していた³⁷。蒋介石は盧溝橋事件以前の原状回復、領土・主権・行政の完整と尊重、排他的言論の取締り、相互不賠償、軍事行動の即時停止からなる停戦協定案と和平宣言案を起草し³⁸、蕭振瀛に対してさしあたり停戦時間、停戦地点、日本側の撤退、盧溝橋事件以前への原状回復の手順と日時について交渉するよう指示した³⁹。

しかしながら、事態は武漢・広州の攻略へと進み、城下の盟を是としない中国にとって和平への前提は急速に崩れた。10月22日の時点で蒋介石は、「いまや武漢の地位はすでに重要性を失った。無理をしてこの確保に努めたとしても、最後には必ず失う。むしろ自主的な放棄を決心して、若干の力を保全し、抗戦と最後の勝利の根幹とした方がよい」として、武漢の放棄を決定していた。対日判断については「敵軍の心理を考えてみても、もし彼らに和平を求める気があるならば、我が軍が自主的に放棄した方がかえってその決意を固めやすい。同時にわれわれの抗戦の決心を示し、何ものも求めず、何ものも惜しまないことを示すならば、日本はこれ以上我が方に強要するような態度には出ないであろう。逆に、もし我が軍が日本の侵攻停止を望むようなことでは日本はさらにこれにつけ込んでくる」と考え、断固とした姿勢を示しつつも和戦両様に構えていた⁴⁰。

しかし、26日に発表された板垣談話は蒋介石の方針を交渉打ち切りへと導いた。好戦的な内容の談話を聞いた蒋介石は、「倭寇の野心は弱まってはいない。時間稼ぎでこちらを騙そうとする計略だ」と考え、幾度も修正を重ねた「国民に告げる書」を

34 「事変解決に関する指導方針」（「支那事変関係一件」第18巻、外務省外交史料館）。

35 『小川日記』1938年10月24日の条（日記にある蔣子英及雷とは蕭振瀛および雷嗣尚のこと）。

36 第二課第一班「第一波利導方作（一三、一〇、七）」（「支那事変戦争指導関係綴（其の一）」）。

37 「蒋介石日記」1938年9月27日の条（Chiang Kai-shek Diaries, Hoover Institution Library and Archives）。

38 「中国宣言原文」、「停戦協定原文」蔣中正總統文物、002-080103-00028-001。

39 「蔣中正致蕭仙閣電（1938年9月28日）」蔣中正總統文物、002-080103-00028-001。

40 「蒋介石日記」1938年10月22日の条。

ついに発表することを決意する⁴¹。これは徹底持久抗戦を呼びかける内容であり、日本との和平交渉に対する回答でもあった。30日、蒋介石は「余は『国民に告げる書』を発表し、敵に私の決心を示す決意をした」と綴り⁴²、張群、陳布雷に対し、内外に発表するよう指示した⁴³。同日、蒋介石は何応欽に打電し、蕭振瀛に対して和平談判を停止し、重慶に戻るよう転令するよう命じた⁴⁴。具体的な交渉の密度に比べればあつけない幕切れであったが、これは双方ともに相手側の謀略を警戒していたがゆえであった。また日本側においては陸軍省と参謀本部の間に意見の相違があり、謀略から和平工作へと転換するだけの力を欠いていた⁴⁵。

武漢・広州の陥落は、日本側に対して作戦第一主義の行き詰まりを認識させるに至り、和平に積極的であった参謀本部戦争指導班を中心に、新たな和平工作の対象として高宗武に期待がかけられた。

董道寧が日本から帰国したのち、高宗武は董を伴い武漢に戻り、蒋介石に報告を行った⁴⁶。蒋介石は報告を受けて日記に「倭が急に和平を求めてきたのはソ連攻撃を急いでいることを暴露したようなものである」と記し、対ソ戦との関連から日本が和平を急いでいると認識した⁴⁷。翌日には日ソ戦が4月中旬までには生起すると考え⁴⁸、今は戦うことも和することも可能と判断し、引き分けに持っていくことに力を入れて準備すべく、汪兆銘・張群と日本に対する策略を練った⁴⁹。

その後、高宗武は香港で秘密活動を続け、自ら日本の要路の考えを確認するため、7月2日から9日まで日本を訪問した⁵⁰。しかし、当地で得た感触では和平条件は緩和可能であるが、蒋介石の下野は必須であるとの日本側の考えを確認しただけに終わった⁵¹。高は香港に戻ったのち、蒋介石に報告を行ったが、そののち肺病を患ったため、

41 「蒋介石日記」1938年10月27日の条。

42 「蒋介石日記」1938年10月30日の条。

43 「陳布雷日記」1938年11月1日の条 (Ch'en Pu-lei diaries, 1931-1948, Hoover Institution Library and Archives)。

44 「蕭仙閣致何応欽電 (1938年10月30日)」 蔣中正總統文物、002-080103-00028-001。蕭李居編『蔣中正總統檔案—事略稿本』第42冊、台北：国史館、2010年、1938年10月30日の条、495-496頁。

45 「今井武夫日記」1938年10月24日の条 (国立国会図書館憲政資料室「今井武夫関係文書」)。

46 「蒋介石日記」1938年4月5日の条。蔡德金編『周仏海日記』北京、中国社会科学出版社、1986年、上、1938年4月5日の条、109頁 (以下、『周仏海日記』と略す)。

47 「蒋介石日記」1938年4月5日の条。

48 「蒋介石日記」1938年4月6日の条。

49 「蒋介石日記」1938年4月9日の条。

50 高宗武「東渡日記」 蔣中正總統文物 002-080103-00027-015。

51 高宗武「個人感想」 蔣中正總統文物 002-080103-00027-015。

高の工作は一時中断する⁵²。蔣は高の報告に対して「事を誤ること浅からず」と評した⁵³。

高宗武は引き続き日本側と交渉を進めるため、梅思平を代理人として日本側との接触を試みた。8月末から9月の頭にかけて、香港において梅思平と同盟通信上海支社長松本重治との間で和平に関する交渉が行われた⁵⁴。しかし、その後松本が病臥したため、本工作は暫く交渉が途絶える。

高宗武工作が再び動き始めるのは、陸軍が直接関与を始めてからである。10月13日、土肥原中将を補佐し、高宗武工作を進めるため今井武夫中佐が上海へと赴いた⁵⁵。今井は上海において、日本側参加者である満鉄嘱託の伊藤芳男よりこれまでの談判経緯を聴取し、いよいよ機が熟したと判断した。今井は一度帰京し、謀略課長に高宗武を通じた工作が有望であることを伝えて工作の推進を訴え、あわせて参謀本部第二部長、陸軍大臣、次官、参謀次長に報告し、工作の推進と中国側申し出事項のうち内蒙駐兵につき了解を取り付けた⁵⁶。11月6日に梅思平と周隆庠が上海に出てきたことが確認されたため、今井は上海に渡り、その後到着した高宗武を交えて、12日から14日にかけて中国側持参の和平基本条件について討議した⁵⁷。談判においては中国側が容認できない条件がいくつかあったものの、汪兆銘の決意が固いことが確認された⁵⁸。今井はすぐに帰国し、省部首脳、関係課長と検討を行い、その結果、上海での協議内容を基礎として和平運動を実施することが決定された⁵⁹。今井は省部関係者の検討結果を携え、影佐貞昭大佐とともにふたたび上海に飛び、20日に中国側と「日華協議記録」、「諒解事項」に調印を終えた⁶⁰。

談判において明らかにされた中国側の行動予定では、日中双方において和平条件を交渉し、成立すれば汪兆銘は重慶を脱出し、これにあわせて日本側は「日華和平解決条件」を公表する。汪兆銘は日本側発表に呼応して「時局收拾の声明」を発表のうえ和平運動を実施し、要すれば雲南・四川を中心とした政権を打ち立てるというもので

52 「蒋介石日記」1938年7月22日の条。『周仏海日記』1938年7月22日の条、147頁。

53 「蒋介石日記」1938年7月22日の条。高宗武「個人感想」蔣中正總統文物、002-080103-00027-015。

54 松本重治『上海時代』中央公論社、1989年、下、307-311頁。

55 「今井武夫日記」1938年10月10日、13日の条。

56 「今井武夫日記」1938年10月26日、27日の条。

57 「今井武夫日記」1938年11月6日、12日の条。

58 「今井武夫日記」1938年11月12日の条。

59 「今井武夫日記」1938年11月17日の条。

60 「今井武夫日記」1938年11月20日の条。

あり、日本側はこれに同意した⁶¹。この際、双方で諒解に達した和平条件は以下の内容であった。

1. 防共協定締結（日独防共協定に準ず）、2. 満洲国承認、3. 邦人の国内居住、営業権認可と治外法権撤廃、租界返還、4. 互惠平等・合資合弁による経済協力、5. 内蒙への一定期間駐兵、6. 治安回復を目途に二年以内の撤兵

日本側は日華協議記録の内容を第三次近衛声明として発表すると汪兆銘側に通知した。他方、汪兆銘は日華協議記録を基本的に承認するものの、声明文において日本側が経済的独占と内政干渉を行わない旨を明記すること、近日中に重慶を脱出すること、その後昆明、ハノイ、香港のいずれかにおいて下野を表明すると回答した⁶²。

その後、汪側では11月26日から汪兆銘、周仏海、梅思平の3人で、さらに29日には陳公博も交えて持ち帰った案を検討し、「日華協議記録」、「日華協議記録諒解事項」には同意し、「秘密協議記録」については今後の検討課題とした。また、12月8日をめどに汪が成都へ飛び、11日に香港に赴くことが決定された⁶³。そこで、まず12月5日に周仏海が昆明に飛んだ。その後、蒋介石の重慶帰来のため予定が遅れたものの、12月18日には汪兆銘も重慶を脱出した。汪兆銘は途中昆明で雲南省政府主席の龍雲と会談し、汪の計画に対する龍雲の賛意を取り付け、翌日ハノイに到着した⁶⁴。汪兆銘の脱出にあわせ、日本側では22日に第三次近衛声明を発出した。重慶政府内における和平派を拡大し蒋介石政権を崩壊に導くための高宗武工作は⁶⁵、汪兆銘を含む和平派によって重慶国民政府の外から和平運動を展開して、蒋介石政権に圧力を加える汪兆銘工作ともいべき新たな段階へと進んだ。ただし、この段階においては、日本側はあくまで汪兆銘を中心とした和平勢力が国民政府の外から和平圧力をかけることを想定しており、政権の樹立は考慮されていなかった。したがって、この時点では、汪工作はいまだ蒋介石政権に圧迫を加えるための謀略の域を超えてはいなかった。

61 「渡辺工作の現況」（防研蔵）。

62 「渡辺工作の現況（第三）」（防研蔵）。

63 『周仏海日記』1938年11月26、27、29日の条、201-202頁。

64 陳璧君「与日本謀和我是現在僅存敵罪魁禍首」黄美真、張雲『汪精衛集團投敵』上海：上海人民出版社、1984年、446頁。

65 「事変解決ニ関スル指導方針」（「支那事変関係一件」第18巻）。

武漢・広東の攻略は、蒋介石政権の屈服に対して日本に楽観的な見通しを与えたが、徐々に作戦行動による中国軍の撃滅が困難となったことを認識するようになり、戦争意志を挫折させるという従来の作戦目的は、長期戦に備えて占領地の治安回復に重点を置くように改められた⁶⁶。そのため、11月に決定された「日支新関係調整方針」は、「支那事変処理根本方針」を引き継ぎつつ、権益拡大の限界を定める意図をもって策定されたものの、結果的に長期戦を見据えた防共駐兵と資源開発に主眼が置かれるようになり、以前よりその権益主義的志向を色濃くしていた⁶⁷。この方針はのちに新政権樹立に際し、汪兆銘側に大きな衝撃を与えることになる。

汪兆銘の和平運動と新政権樹立工作

12月18日に重慶を脱出した汪はハノイに逗留し、第三次近衛声明に応じるべく「艶電」を發した。汪は和平運動の進展を見守ったが、事前に連絡を取っていた龍雲など有力な軍人は汪に追従する気配を見せなかった。龍雲は蔣に対して汪の和平計画を報告し、蔣に対して忠誠を誓う電文を送った⁶⁸。汪は龍雲に決起を促したが、龍雲はそれに応えず静観の態度をとり続けた。

事前に計画していた西南各省軍人の「義拳」が失敗に終わったことから、汪は新たな構想の立案を余儀なくされ、1939年2月1日から5日間にわたって高宗武と検討を行った。そこでは、1. 日本と蒋介石の妥協、2. 呉佩孚その他の実力者による統一、3. 汪を以て時局收拾の最適任者と認める、の三案が提起された。第三案については、反共救国同盟会を組織して日本の進攻にあわせて汪が時局收拾を宣明し、第三次近衛声明と「艶電」の精神に基づき共同声明を發表して、南京に新たに新国民政府を組織する計画が立てられた⁶⁹。

高は以上の諸案を携え、再び訪日して日本側の意向を確認した⁷⁰。日本側では応酬した影佐大佐が第三案での時局收拾に賛成し、重慶政府の内部より同志を獲得し、速やかに工作を進めることが望ましいとの見解を示した⁷¹。中国側は改めて「時局收拾

66 「十三年秋以降戦争指導方針」、「昭和十三年秋以降対支処理方策」（「支那事変戦争指導関係綴（其の二）」（防研蔵）。

67 堀場一雄『支那事変戦争指導史』時事通信社、1962年、190頁。「石井秋穂大佐回想録」（防研蔵）。

68 「龍雲呈蒋介石（1938年12月19日）」蔣中正總統文物、002-090200-00022-002。

69 今井中佐「渡辺工作（第二期計画）」（防研蔵）。

70 「時局收拾ノ具体辦法」（外務省記録「支那事変関係一件」第27巻、外交史料館蔵）。

71 「渡辺影佐会談要旨」（同「支那事変関係一件」第27巻）。

ノ具体辦法」としてその考えを示し⁷²、いくつか課題が残されたものの、おおむね汪による新中央政権の樹立を目指すことで合意が得られた⁷³。これによって汪工作は汪を中心とした新政権を南京に樹立する方向で動き始めた。しかしながら、本案はこの時点では陸軍限りのものであり、また陸軍内でも見解に相違があったため、陸軍の総意とはなっていなかった⁷⁴。

3月に入り側近の曾仲鳴が暗殺され、汪の身边に危険が及んだことから、陸軍は影佐をハノイに派遣し、汪を上海へと護送した⁷⁵。このころには汪も新政権の樹立を本格化する心づもりであったが、対する日本側では足並みに乱れが生じていた。汪が約束した西南諸將の決起が4月に入っても実現せず、陸軍「少壯」層においては呉佩孚の方がまだましであるとの考えも台頭し、また依然として重慶との交渉を優先すべきとの考えも根強く残っていたからである⁷⁶。さらに、汪側との連絡が全て高宗武を通じて行われていることから、汪をはじめその他幹部の真意に対する不安が高まっていた⁷⁷。既成政権側においては臨時政府が比較的汪に好意的であったが⁷⁸、地盤を同じくする維新政府では汪に主導権を奪われることを警戒しており、新政権の樹立はここに至って再び混迷の度合いを深めた⁷⁹。汪にとっては西南諸將が追従しなかったことが、その後の和平工作を推進するうえで非常な痛手となった。

汪は上海に到着後訪日を希望し、平沼騏一郎首相、近衛文麿前首相、板垣征四郎陸相等日本の要路と懇談を行った⁸⁰。しかしながら、日本側では中心となる陸軍においても汪支持を固めていた板垣が呉佩孚擁立を画策する土肥原中将に説得され、あくま

72 「時局收拾ノ具体辦法」(同「支那事変關係一件」第27卷)。

73 「時局收拾具体的辦法ニ対スル所見」(同「支那事変關係一件」第27卷)。

74 参謀本部戦争指導班では汪の役割を重慶政府との和平を仲介するものと位置付けていた(堀場一雄『支那事変戦争指導史』前掲、264-265頁)。また、土肥原中将は引き続き呉佩孚工作を実施し、華中の現地軍では維新政府の育成に注力していた。「中支第二〇三号電」(外務省記録「支那事変ニ際シ支那新政府樹立關係一件 支那中央政権樹立問題(臨時維新政府合流問題連合委員会關係、呉佩孚運動及反共、反蔣救国民衆運動)」第2卷)(以下「新政府樹立關係一件」と略す)。

75 影佐禎昭「曾走路我記」41頁(防研蔵)。「今井武夫日記」1939年3月27日の条。

76 「竹内工作ニ関スル今井大佐トノ会談記」(外務省記録「新政府樹立關係一件」第2卷)。

77 「田尻総領事発有田外相宛四七五号電」(外務省記録「新政府樹立關係一件」第2卷)。

78 興亜院華北連絡部政局調査所「興華北連政調特秘情報」第五号(「陸支受大日記(密)」昭和一四年、第五九号(防研蔵))。

79 興亜院華中連絡部「陳群、任援道兩氏ノ意見(第二回)」、興亜院華中連絡部「梁、陳、任三氏トノ会見記録」(外務省記録「新政府樹立關係一件」第2卷)。

80 『畑俊六日誌』1939年5月29、30日の条。

で汪・呉合作による方針を固めていた⁸¹。それは、汪工作による重慶政権の切り崩しと和平達成について陸軍が依然として不安視しており、仮にそれが困難であるならば、新政権は長期持久戦に備えた在華兵力の削減に見合う実力を備えた勢力である必要があったためである。

1939年6月に決定された「新中央政府樹立方針」においては、「新中央政府は汪、呉、既成政権、翻意改替の重慶政府等を其の構成分子」として、汪をその他の諸勢力と同等の一勢力と位置付け、政府としては重慶政府の翻意、あるいは屈服に引き続き期待をかけていた⁸²。そこで影佐は五相会議において「中国側ノ提出セル時局収拾ニ関スル具体的辦法」の説明を行い、五相会議の了解を得るとともに⁸³、陸軍内において年内を予定して新政府樹立工作を進めることを決定し、汪・呉の関係については両者にゆだねることに決着した⁸⁴。

その後、汪は再び板垣との会談に臨み、国旗ならびに維新政府解消問題で課題を残したものの、おおむね意見の一致を見るに至り、汪工作は新たな一步を踏み出した⁸⁵。ただ、「支那新中央政府樹立方針」は、重慶を含む集合体としての新政府との関係調整を想定しており、汪との協定である「日華協議記録」ではなく、御前会議決定の「日支新関係調整方針」に基づいた内容となっていたため、汪との協議に際して問題となる。

汪は一連の会談を終えて帰国し、まずは広東付近において政権樹立が可能かどうか、その可能性をはかるため広州に入り、ラジオなどを通じて張發奎らに呼びかけたが失敗に終わった⁸⁶。政権樹立が可能な地盤が上海・南京以外にないことを悟った汪は、上海において「中国国民党第六次全国代表大会」を開催し、宣言を發布した⁸⁷。その後、汪は政権樹立に向けて王克敏・梁鴻志ら臨時・維新両政府首脳と会談を持ったが、中央政治会議による中央政府設立準備、各派の議席配分などについて合意に達したもの

81 『畑俊六日誌』1939年5月17日の条。大本營陸軍部第八課「汪・呉工作指導腹案」（外務省記録「新政府樹立関係一件」第2巻）。

82 「支那新中央政府樹立方針」（近衛史料、支那事変、其二（防研蔵））。

83 「中国側ノ提出セル時局収拾ニ関スル具体的辦法及日本側意見」（外務省記録「支那事変関係一件」第15巻）。

84 「省部決定「中国側ノ提出セル時局収拾ニ関スル具体的辦法」ノ取扱」（外務省記録「支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件 支那中央政権樹立問題」第3巻）。

85 「板垣陸相、汪第二次会談要領」（外務省記録「支那事変関係一件」第6巻）。

86 「張發奎日記」1939年8月14、15日の条（Columbia University Rare Book and Manuscript Library）。

87 『中華日報』1939年8月31日。

の、臨時・維新政府の扱いをめぐる根本的対立は容易に解決しそうにはなかった⁸⁸。改めて青島で開かれた会談では、会談の招集をめぐって臨時政府の後ろ盾となっている北支那方面軍を巻き込んだ紛糾に発展したが、最終的に新政権樹立をめぐる課題は一応の合意に達した⁸⁹。この間、汪は呉佩孚と書簡による連絡を続けていた。日本側は呉に対する工作を行わず、汪より連絡するものとしていたが、年末に呉が頓死したため、汪呉合作問題は立ち消えとなった⁹⁰。

欧州情勢をめぐる日ソ関係と汪政権樹立工作

日本側では独ソ不可侵条約締結を受けて平沼内閣が総辞職し、新たに阿部信行内閣が誕生した。阿部内閣は独ソ不可侵条約後の欧州情勢に鑑み、対ソ決戦よりは、ソ連との緊張緩和によって中国との長期戦に備え、事変を解決する方針へと転換した。また、蒙疆や華北などからも現地政権を事実上の自治政権とするよう現地軍から要望が出され、新政府樹立の準備が急がれた。

興亜院の呼びかけにより9月末から新政権樹立の立案準備が事務当局間で始められた。参謀本部は華中・華南の権益放棄と汪政権への譲渡、陸軍部隊の黄河以北への撤収と対ソ戦備の確立を主張し、海軍と対立した。最後には陸軍省も反対したため、華中・華南の権益要求は撤回されず、広範囲にわたる日本の要求を列挙した「中央政治会議指導要領」および別冊「日支新関係調整ニ関スル原則」に結実する⁹¹。日本側の変化は、汪一派が当初約束した期待を政治的にも軍事的にも大きく下回ったこと、またノモンハン事件の引責辞任を受けて後を継いだ阿南惟幾陸軍次官が強く反対したことが背景にあった⁹²。阿南以外にも、ノモンハン事件の引責を受けて就任した沢田茂参謀次長、富永恭次参謀本部第一部長、武藤章陸軍省軍務局長らもまた、汪の実力を疑問視していた。そのため、汪工作を進めてきた樋口季一郎参謀本部第二部長が中央を去ったことで、汪工作に対する陸軍内の方針は汪にとって不利な方向へと進み始めた。

88 「堀総領事発阿部外務大臣宛第二〇七号電」(外務省記録「支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件 汪精衛関係」第1巻)。

89 「甲集団参謀長発次官・次長宛(甲方参電第九七三号)」(「陸支密大日記」昭和一四年、第七三号)。

90 省部決定「呉工作新指導要領」外務省『日本外交文書』六一書房、日中戦争、第2冊、799-800頁。

91 「中央政治会議指導要領」、別冊「日支新関係調整ニ関スル原則」(「新支那中央政府樹立経緯 二分冊ノ二(至昭和一四年末迄)」(島田文書)。

92 「樋口季一郎中将回想録」第7冊(防研蔵)。

これを受けて陸軍は阿部内閣の課題として汪工作の妨害はしないが、陸軍の政戦略はこれに拘束されないことを内容とする協定を締結した⁹³。これは阿部内閣が進める汪工作とは別に、陸軍内において重慶和平工作を進めることを意味し、汪との交渉における譲歩派・強硬派の争いは汪派と重慶派の争いへと発展し、両工作が複雑に絡み合いながら日本の政略に矛盾をもたらすことになる。

影佐は以上のような日本の対中政策の矛盾を抱えたまま、11月1日から上海の汪公館で上述の「要領」ならびに「原則」に基づき、周仏海等中国側と折衝を行うが、合意した「日華協議記録」とあまりにもかけ離れた、広範囲にわたる日本側の要求をめぐって紛糾した。とりわけ「共同防共」、「駐兵」、「顧問」、「蒙疆・北支の範囲」など、汪政権の「傀儡性」を左右する本質的な問題において厳しく対立したが、最終的に汪側はおおむね日本側の原案をもとに妥結を余儀なくされた⁹⁴。妥結した内約は日本側首脳陣の容れるところとなり、1940年1月の興亜院会議において「中央政権樹立ニ関連スル対処要綱」として決定された⁹⁵。一方、中国側では日本側の広範かつ過酷な要求を不満として高宗武・陶希聖が離脱し、香港に逃れてその内容を暴露した。陶希聖は、汪政権樹立の目的は、民衆が受諾しうる条件によって日中国交調整を行い、重慶政権の崩壊を促すことにあるのであって、日本側要求の条件では「新政府を樹立するも時局を解決する望無し」と断じた⁹⁶。汪もまた、「同様の見解を懐き居る者尚鮮からずと察せられ其心情に対しては同情に値するものあり自分も其間に立ちて極めて苦しき立場に在る」と心情を吐露していた⁹⁷。

1940年3月に汪政権は成立するものの、その承認をめぐってはさらに紆余曲折を経なくてはならなかった。当初の軍政各指導者の合流を期待した汪の見通しの甘さは、独自の基盤を持つ政権樹立を困難にし、時間の経過とともに汪政権の無力に対する失望を高めた。強力な政権が望めないとなれば、日本側において対重慶長期戦に備える必要が生じ、権益を返還するよりは獲得する発想が大勢を占めるようになる。汪政権

93 沢田茂「記憶を辿りて」森松俊夫編『参謀次長沢田茂回想録』（芙蓉書房、1982年）、148-154、168-170頁。「樋口季一郎中将回想録」。

94 「日支国交調整原則ニ関スル協議会第一回至第七回会議議事要録」（外務省記録「支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件 支那中央政権樹立問題」第11巻）。

95 「中央政権樹立ニ関連スル対処要綱」（外務省記録「支那事変ニ際シ新支那中央政府成立一件 梅機関ト汪精衛側トノ折衝中ノ各段階ニ於ケル条文関係」）。

96 「加藤公使発有田外務大臣宛第九号電」（外務省記録「支那事変ニ際シ支那新政府樹立関係一件 支那中央政権樹立問題」第7巻）。

97 同上。

に対する失望は、日本の過重な条件によってさらに増す結果となり、その「傀儡」性が暴露されるにつれ、新たな和平政権としての求心力は急速に低下していった。

汪政権の成立と重慶和平工作

汪政権の成立が現実味を帯びてきたころ、参謀本部の戦争指導班などでは重慶との直接交渉の糸口を探っていた。そのため、陸軍は参謀本部第七課の鈴木卓爾中佐を語学将校として香港に派遣し、重慶との連絡を模索することを命じた⁹⁸。この過程で鈴木は1939年12月ごろ、香港大学教授張治平の斡旋で宋子文の弟にあたる宋子良を名乗る人物と面会し、「重慶」側との接触を重ねた⁹⁹。本工作は「桐工作」と名付けられ、陸軍首脳部、また支那派遣軍においても注目されるようになり、畑俊六陸相は支那派遣軍の謀略として進めることを指示した¹⁰⁰。ただ、実際の工作を取り仕切ることになる支那派遣軍板垣総参謀長は「宋子良にあわて、引き摺られはせぬか」と、前のめり気味な陸軍に対し、やや危惧していた¹⁰¹。また、このころ和知鷹二大佐も香港に出て大公報主筆の張季鸞を介した通称「蘭工作」を実施し、さらに支那派遣軍参謀に転出した今井武夫大佐は姜豪を通じた和平工作を行っており、これらは同時並行で進められていた。このうち、和知の「蘭工作」は「桐工作」との混線を恐れて地下工作として実施することに決し、当面は「桐工作」が進められることとなった¹⁰²。また、姜豪工作は鈴木との面談を実施するも3月ごろには行き詰まり、工作は打ち切られた¹⁰³。

「桐工作」にあたっては「日支新関係調整二関スル原則」に則り、重慶政府の抗日容共政策の放棄、汪派との合流を条件に停戦するものであり、香港において数次にわたる会談が持たれた¹⁰⁴。3月に行われた会談では、1. 満洲国の原則承認(平和回復後)、2. 抗日容共政策の放棄、3. 防共協定の締結(内蒙・華北等の駐兵は秘密条約で規定)、4. 華北および揚子江下流域での経済合作・重要資源に関して日本に便宜供与し、共

98 「陸支受大日記」昭和一四年、第七六号(防研蔵)。

99 支那派遣軍総司令部「桐工作経過ノ概要」(「今井武夫関係文書」)。軍令部第一課「参本第二部長来訪会談要旨」(軍令部「桐工作関係資料綴」(防研蔵))。

100 「大陸指」第六六一号(第二(四)課長「昭和十五年桐工作綴(其一)」(「今井武夫関係文書」))。

101 「板垣征四郎日記」昭和15年、1940年2月8日の条。

102 「今井武夫日記」1940年1月11日、14日の条。

103 「吉田、姜豪交渉経過報告」、「鈴木中佐姜豪会談ニ就キテノ報告」(今井中佐「書類綴(謀略関係)」(今井武夫関係文書))。「今井武夫日記」1940年3月16日の条。

104 「桐工作指導要領」(「大陸指」第六六一号別冊)。

同開発を行う、5. 内地における居住営業を相互承認し日本は治外法権の撤廃と租界の返還を考慮、6. 日本人軍事・経済顧問の招聘、7. 汪派との協力合作、8. 日本の速やかな撤兵についておおむね合意が得られ、停戦会談を実施することが取り決められた。中国側は本件を重慶に持ち帰り報告し、改めて一週間以内に回答することとなった¹⁰⁵。

当時、陸軍は解決の見通しの立たない事変に焦りを感じ始めていたが、大幅な戦力増強による作戦は望めず、少なくとも昭和15年（1940年）末までは現態勢を維持したまま政略による重慶屈服を目指していた¹⁰⁶。したがって、「桐工作」の進展を受けて、陸軍では「重慶」側代表との停戦交渉を進めることに決した¹⁰⁷。あわせて陸軍から海軍側にも桐工作が伝えられたが、海軍側では謀略を懸念して陸軍に比べて懐疑的な態度を維持した¹⁰⁸。また、陸軍省軍務局軍務課支那班長であった石井秋穂中佐は南京視察の際に、汪派の面々が新政府の要職に就くことばかりを考えている様子を目の当たりにし、汪政権に強い失望を感じ始めていた¹⁰⁹。

以上の情勢を受け、陸軍では「重慶」側の反応を見極めるため、成立準備に入っていた汪側に政権樹立の延期を申し出た。これに対し周仏海は突然の「重慶」交渉を聞かされ、日本の誠意を疑わざるを得ないと嘆息し、5日間の延期は可とするも3月31日までの成立を譲らなかった¹¹⁰。このころ、汪政権成立の延期を望む電報が重慶側から周仏海宛てに届いており、周は長きにわたる延期は汪政権の士気に大いに影響すると感じていた¹¹¹。

汪政権はその成立をめぐる延期などの問題が生じたものの、3月31日に南京において成立した。しかし、同日「全幅の協力と支援を与えんとする」と声明した日本からの承認をめぐることは、その後なお紆余曲折を経なければならなかった。というのも、陸軍内で汪政権に対する失望が広がっていただけでなく、汪政権の承認は重慶政権との長期持久戦を意味し、陸軍にはその決心が定まっていなかったからである。したがって、陸軍は汪側との条約締結に向けた興亜院会議においても遷延策をとり、議

105 支那派遣軍総司令部「桐工作円卓会議ノ経過概要」、「覚書」（軍令部「桐工作関係資料綴」）。

106 「昭和十五、六年を目標とする対支処理方策（昭和15年5月18日省部決定）」『現代史資料』（日中戦争2）、みすず書房、1964年、594-595頁。

107 「大陸指」第六六一号、前掲。

108 「軍令部第一部長所見」（軍令部「桐工作関係資料綴」）。

109 石井秋穂「昭和十五年重慶との交渉」（防研蔵）。

110 『周仏海日記』1940年3月19日の条、267-268頁。

111 石井秋穂「昭和十五年重慶との交渉」。

事が進捗しないよう工作した¹¹²。並行して行われた陸軍省部事務当局間の審議においても、1. 承認すれば大持久戦となる、2. 大持久戦の決意と処置とを改めて研究する、3. 汪政権は承認したとしても結局発展性がない、という結論を得たに過ぎなかった¹¹³。

また、出先である支那派遣軍においても、汪工作はあくまで重慶との合流を目指すことが前提とされ、重慶との停戦後に蔣汪合作を経て新政権承認を想定しており、重慶工作失敗の場合には長期持久戦を覚悟のうえ、汪政権の単独承認へと進む考えであった¹¹⁴。したがって、「桐工作」の進展は派遣軍にとっても汪政権承認引き延ばしへの動機を高めるものであり、板垣総参謀長は10月を限度として、事務的な問題を口実に承認を引き延ばす心づもりであった¹¹⁵。

この間、マカオにおいて日本と「重慶」側との話し合いが進展していた。駐兵問題が依然として懸案事項として残されていたが、長沙付近において板垣・蔣・汪による会談を実施することが提案され、双方持ち帰って意見を聞き決定することとされた¹¹⁶。この決定を受けて、支那派遣軍では板垣が汪と懇談し、これまでの経緯を説明したうえで三者会談の実施を諮ったところ、汪は確実性に不安をのぞかせたものの、実現するならば応じる姿勢を見せた¹¹⁷。板垣総参謀長は「汪は流石に政治家なり」との感想を漏らしていた¹¹⁸。また、陸軍中央でも折からの欧州情勢の急展開を受けて、事変の終結を目指すべく、懸案となっていた満洲国承認問題、駐兵問題を強いて停戦条件とせず、重慶側の意見を全面的に受け入れる方針を打ち出した¹¹⁹。「桐工作」は進展の都度、天皇に報告され、天皇も葉山、呉への行幸の取り止めを相談するほど期待を持たれていた¹²⁰。

112 石井秋穂「石井秋穂大佐回想録」(防研蔵)。

113 石井秋穂「昭和十五年重慶との交渉」。

114 総参謀部「事変解決ニ関スル極秘指導」、総参謀司令部「昭和十五年事変現地処理方針」(「支那事変戦争指導関係資料綴—支那派遣軍の部」(防研蔵))。

115 石井秋穂「昭和十五年重慶との交渉」。

116 「香港機関発次長宛(特香港電第三一〇号)」(軍令部「桐工作関係資料綴」)。

117 「会談要旨」(第二(四)課長「昭和十五年桐工作綴(其三)」(「今井武夫関係文書」))。

118 「板垣征四郎日記」昭和15年、1940年6月の欄。

119 『畑俊六日誌』1940年6月25日の条。

120 木戸幸一『木戸幸一日記』東京大学出版会、1966年、下巻、6月24日、7月23日の条、796、810頁。

「桐工作」の失敗と「蘭工作」

しかしながら、期待された「桐工作」は陸軍が思ったようには進展しなかった。8月に入っても「遅延又遅延」の状況で、このころには汪も和平の進展に悲観的になっていた¹²¹。派遣軍では重慶側との局地停戦協定を優先するため、「蔣汪合作」問題は停戦条件として取り扱わないこととし¹²²、板垣総参謀長の保証書を手交することとした¹²³。9月初めには一度進展が見られたものの、その後は徐々に「重慶」側の反応が鈍くなり、下旬頃には総参謀長も「桐工作見込なし」と判断するに至り¹²⁴、支那派遣軍としても「桐工作」が相手側の謀略と認めざるを得なくなり、10月初旬に大本営から中止が伝えられた¹²⁵。陸軍では桐工作については情報路線として残置する程度に留めて工作を停止し、和知の実施する「蘭工作」に一縷の望みを託しつつ、汪政権承認のもと大長期戦に備えることに決した¹²⁶。「蘭工作」については「桐工作」の失敗もあることから静観の態度で慎重に実相を検討・究明し、「桐工作」の条件をもって進めることとされた¹²⁷。この際、条件に対する議論応酬を極力排し、条件低下の印象を与えないことが方針として示された¹²⁸。

実際のところ、「桐工作」は重慶側の謀略であった。鈴木が交渉した「宋子良」は軍統香港区の責任者である曾忠政であり、その経過は副局長である戴笠を通じて蔣に報告されていた¹²⁹。蔣は「桐工作」には乗らなかったが、全く和平を考えていなかった訳ではなかった。とりわけ、欧州情勢の急展開により、6月にはフランスが降伏し、ドイツとの戦闘に備えてソ連が中国への追加援助を拒否したため、中国の置かれた環境は急激に悪化し、改めて和平の可能性を考える状況にあった。

7月に入って蒋介石は和平に関する12の条件を日記に記した。

121 「板垣征四郎日記」昭和15年、1940年8月の欄、および8月22日の条。

122 総参謀部「桐工作処理」（一五・八・一七）、「蔣汪合作問題ニ関スル保証」（第二（四）課長「昭和十五年桐工作綴（其二）」）。

123 「板垣征四郎日記」昭和15年、1940年8月20日の条。

124 「板垣征四郎日記」昭和15年、1940年9月19日の条。

125 「参謀総長ヨリ総参謀長へ」（一五・一〇・一四）（第二（四）課長「昭和十五年桐工作綴（其二）」（「今井武夫関係文書」）。「板垣征四郎日記」昭和15年、1940年10月9日の条。

126 「大陸指」第六七六号（第二（四）課長「昭和十五年桐工作綴（其一）」（「今井武夫関係文書」）。「今後ニ於ケル対重慶工作処理要領」（「支那事变戦争指導関係資料綴一支那派遣軍の部」）。

127 支那派遣軍参謀部「対重慶工作ニ関スル当面ノ処置」（第二（四）課長「昭和十五年桐工作綴（其三）」）。

128 支那派遣軍参謀部「蘭工作澳門作業ノ準備」（第二（四）課長「昭和十五年桐工作綴（其三）」）。

129 戴笠「報告」（1940年9月15日）蔣中正総統文物、002-080103-00029-003。

1. 政策を論じ、条件を論ぜず。2. 利害と感情を論じ、権利の得失を論ぜず。3. 中国人の人心に特別の注意を払う。またソ連の対華（在華特権放棄）宣言に特別の注意を払わせる。4. 北平から山海関に至る駐兵権は放棄しなければならない。5. 漢口租界は先に取り消さなければならない。6. 内河航行権は取り消さなければならない。7. 青島と海南島は完全に返還されなければならない。8. 熱河は先に返還されなければならない。9. 満洲国問題、港湾借用問題、東亜聯盟問題は完全な和平の回復と撤兵の完全な実行を待って再び論じる。10. 天津と上海の租界は時期を定めて返還しなければならない。11. 保障問題。12. 撤兵手続きについては、第一期において平綏路、張家口と帰綏（フフホト）一帯をまず返還しなければならない¹³⁰。

その後、8月に入り蔣は張群、張季鸞、陳布雷に対し一連の和平に関する研究を命じている¹³¹。検討を経てまとめられた文書は以下のような内容であった。

1. 基本原則：①主権独立、行政保全の尊重、②内政不干渉、③紛争の平和的解決、不侵犯条約、④平等互惠に基づく経済提携。
2. 和平条件：①作戦に伴う軍隊の撤退（北は河北省・チャハル省外へ）、②盧溝橋事件以降の占領地の返還、③傀儡組織の解消、④占領地内の財産の返還と日本人の撤退。希望条件：日本は自発的に不平等条約、領事裁判権、租界、内河航行権、辛丑和約による駐兵権等を返還する声明を發し、期日を定めてこの声明を実行し、和平回復の日と同時に發表することが望まれる。

附記：東北問題は和平の完全な回復を待って別途交渉する¹³²。

この文書は和知と交渉するため、蔣の命によって張季鸞が香港に携行したもので、和平交渉の中国側最終案であった。蔣は張の出發前に、交渉時には断固とした態度を示し、条件に引きずられてはいけないと指示した¹³³。本案は満洲国の返還を和平回復

130 「蒋介石日記」1940年7月7日の条。

131 「陳布雷日記」1940年8月7日の条。

132 標題無し（八月三一日張携港之件と鉛筆書き有り）蔣中正總統文物、002-080103-00030-002。

133 「蒋介石日記」1940年8月29日の条。

後に議論するとして、交渉時には不問に付すよう提起しており、陸軍上層部が「桐工作」にあたって承認した、「満洲国問題、駐兵問題は強いて和平条件としない」という案と合致するものであったことは注目に値する¹³⁴。

その後、張は一時重慶に戻り、蔣と和議について検討を行う。9月1日に和知は重慶より戻った張と会談を行うが、日本側の主たる期待が「桐工作」にあることを知った張は和知との間に距離を置き、むしろ「桐工作」を推進する鈴木・今井の勢力と、和知との間を離間させる方針を採るようになる。日本側では、板垣自身は「桐工作」に代わって本工作を進める考えであったが、「桐工作」の失敗もあり、当面は路線の確実性把握に努めることとなった¹³⁵。

一方、蔣は日本側の慎重な姿勢に対し、「和知が和議を引き延ばす原因は、敵（日本）軍の進攻を待ち、脅迫をするつもりに違いない」と断じ、日本側に疑念を持つに至る¹³⁶。そのため、張に対し香港の仕事を終わらせてすぐ重慶に戻るよう命じ、最終的に和平交渉の機会は閉ざされた。

この間、日本側はすでに6月の時点で、「1）、満洲国承認問題は強いて此際条件とせず、何れ和平締結後協議すべし。2）、駐兵問題もまた、此際強いて条件とせず、日支の相互援助条約を締結すべきという如き大体的にて停戦条件とし、要すれば租界回収等の問題よりして日支軍事同盟まで進展するも可なりとす」という条件を陸軍上層部において承認し、中国側の「誠意」に異同なき条件を提示しうる状況にあった¹³⁷。しかし、「桐工作」の失敗は交渉に対して陸軍を過度に慎重にさせ、謀略への警戒から条件の軽減や引き下げを警戒させる作用を生じさせた。また、そうした姿勢は中国側に強い疑念を生み、和知が報告したとおり、「重慶側には我真意通じあらず。桐工作による我条件等は蔣には通じあらざるが如し」であった¹³⁸。

長期戦と汪兆銘政権承認

期待をかけた一連の重慶工作の失敗により、陸軍では事変の二国間解決を断念し、欧州戦争との関連において事変を解決しようとの考えがにわかに台頭した。この考え

134 『畑俊六日誌』1940年6月25日の条。

135 『今井武夫日記』1940年9月20日、29日の条。

136 『蒋介石日記』1940年9月20日の条。

137 『畑俊六日誌』1940年6月25日の条。

138 『畑俊六日誌』1940年12月19日の条。

は、中国における戦面の縮小と物資の掌握による長期持久不敗の体制確立をめざし、南方への好機進出を志向するものであった。

汪政権の承認については、すでに3月の段階で日本側より速やかに承認する用意があるとの首相談話が出されていたが、「桐工作」の進展を受けて引き延ばされていた¹³⁹。首相談話を受けて興亜院では新たな条約案の策定を決定し、4月には元首相である阿部信行を特命全権大使として条約締結を命じる訓令が出された¹⁴⁰。5月中には審議を終え、6月12日には阿部に条約交渉に関する訓令が伝達され、7月5日に条約交渉が開始された¹⁴¹。8月中にはおおむね交渉は妥結に至るも、既述のとおり陸軍の引き延ばし工作によって締結は先送りにされた¹⁴²。

阿部は2ヵ月以上も正式交渉開始に関する訓令が発せられなかったことに不満を持ち、日華協議書類を軽視して都合のよい部分を抜き出した感の強い条約案に対して批判的であった¹⁴³。長らく汪工作に携わってきた影佐も「早く承認してくれ、汪はやるせなき気持ちで一杯だ。信義を忘れてくれるな。桐工作に期待をかけ過ぎるな」と、陸軍の遅延工作を批判し、早期承認を迫った¹⁴⁴。一方、この間にも日本の汪政権に対する支配は強化され、来日した立法院院長兼広東省主席の陳公博は国交交渉が遅れているのみならず、日本の特務機関による内面指導によって中央の命令が末端に届かず、政権基盤が弱体化し、内外の期待が薄れる結果となっていると不満を述べた¹⁴⁵。

汪政権独自の基盤は日本の承認前にすでに削がれ始めていたが、「桐工作」の失敗を受けた長期持久戦への覚悟は、中国占領地における経済統制をさらに強めることとなった。10月に入って「桐工作」の失敗が伝えられると、陸軍省経理局と参謀本部第七課は占領地における新たな経済政策の策定にかかり、また陸軍省軍務局軍務課は新たな対華政策への対応を起案した。その後、11月8日には「対支経済緊急対策」

139 「汪政府声明ニ対スル首相声明」東京裁判資料刊行会『東京裁判却下未提出弁護側資料』国書刊行会、1995年、第3巻、497-498頁。

140 「日支新条約ニ関スル件」、「阿部特命全権大使ニ対スル訓令」（外務省記録「日華基本条約及日満華共同宣言関係一件（阿部特派大使派遣関係ヲ含ム）」第1巻）。

141 「大使ニ対スル訓令」（外務省記録「日華基本条約及日満華共同宣言関係一件（阿部特派大使派遣関係ヲ含ム）」第1巻）。「日支交渉議事録（七月中）」（外務省記録「日華基本条約及日満華共同宣言関係一件会議議事録原稿」第1巻）。

142 「日支交渉議事録（八月中）」（外務省記録「日華基本条約及日満華共同宣言関係一件会議議事録原稿」第2巻）。

143 無題（在南京大日本帝国大使館用箋）「新中央政府成立ニ関スル書類」所収（「阿部信行関係文書」II-111、（東京大学近代日本法政史料センター蔵））。

144 石井秋穂「昭和十五年重慶との交渉」。

145 「近衛侯爵、陳公博会談要旨」（昭和十五年五月二四日）清水書記官記（「阿部信行関係文書」II-7）。

が¹⁴⁶、続いて13日には「支那事変処理要綱」、「日華基本条約案」が閣議決定された¹⁴⁷。これら一連の決定は、11月中の汪政権承認と、年内に限っての政府による重慶との和平工作を謳い、重慶との和平が失敗に終わった場合は大持久戦の覚悟のもと、援蒋ルートへの遮断による重慶政権の屈服をめざし、事変の国際的解決に向けて徐々に南方進出へと志向していくものであった。

おわりに

広州・武漢の陥落と蒋介石政権の重慶移転は、作戦による中国屈服が遠のいたことを日本に認識させた。それゆえ、その後の日本の対華政策は、作戦よりは政略によって日中間の戦争を終わらせようとするものであった。しかし、政略によって和平を求めるといった目的は定まっていたものの、その具体的手段・対象については確固としたものが決まっていたわけではなかった。また、その手段・対象をめぐる陸軍内においてさえ統一されておらず、唐紹儀、呉佩孚などを担ぎ出そうとするも失敗に終わった。

そのようななか現れた汪兆銘は、陸軍の和平工作にとっても、また「対手とせず」声明を出した近衛にとっても魅力的な対象であった。当初の汪工作は重慶政権内において和平派を組織し、その圧力をもって蒋介石を下野させ、改組された国民政府と和平を行うというものであった。しかし政権内にあって和平運動を実施するのはむずかしく、所期の目標を達成することはできなかった。次に考えられたのが、重慶を離れ外部に和平勢力を結集し、重慶政権を和平へと転換させるというものであった。汪兆銘は重慶を脱出し、ハノイで和平運動を展開したものの、期待した西南諸将の賛意を得ることはできなかった。

陸軍は汪工作を通じた重慶政権の「改心」が得られなかったことから、汪による政権樹立と汪政権との国交正常化をモデルとして重慶政権の方針を転換させ、和平を達成させるとの方針を打ち出した。しかし、西南諸将の獲得に失敗した汪兆銘に対して、陸軍の期待は希望から失望へと変わり、屈服しない重慶政権を再評価する動きが出てきた。そのため、本来であれば汪政権との国交交渉に際して軽減すべき和平条件は、汪政権への失望と対重慶長期戦への準備からむしろ加重される結果となった。汪政権

146 「陸支密大日記」昭和十五年、第四一号。

147 「支那事変処理要綱」、「日華基本条約案」（参謀本部第二十班（十五課）「支那事変処理要綱 御前会議議事録」（防研蔵））。

は成立早々、日本の対華政策の混乱と矛盾の中に投げ出されることとなった。ただ、汪としても自身が約束した和平勢力の結集に失敗したことから、条件の過重に際して強く抵抗することができなかった。そのため、民心を勝ち取ることができず、さらなる日本側の失望と汪政権の傀儡化を招来することになった。

日本側としても汪工作が失敗に終わったことを認めざるを得なかった。和平勢力の中心となり得なかったことから理解されるように、汪自身としても自身の評価を過大に見積もっていたことは否めず、日本陸軍もまた汪自身の評価を鵜呑みにしてしまった。

汪兆銘も日本側も、自らが提供できる以上のものを相手に期待し、やがて現実に失望する結果となった。このような期待は、和平運動に奔走する少数の同志的結びつきの中で生まれ、「国家」間交渉という現実のうちに失望へと変わっていった。